



新型コロナウイルス感染症で影響を受けている

石狩市民のみなさまへ

市では、給付金などによる生活支援、市税や保険料の納付が難しい方の相談を受け付けています。

石狩市

石狩市 コロナ 経済対策



石狩市ホームページへ



給付・援助など

1人につき

10万円

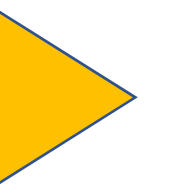
すべてのみなさまに

ひとり親世帯への支援

感染・感染の疑いで無給や減給になった

子どもの小・中学校の学用品や給食費の負担が厳しい

新しい生活様式などを取り入れるために住宅をリフォームしたい



市税・保険料等の猶予など

納税が厳しい

健康保険料が払えない

国民年金保険料が払えない

水道料金等の支払いが厳しい

詳細は裏面を「」ご覧ください。

令和2年7月1日時点の情報を掲載しています。

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧

給付・援助など

特別定額給付金

石狩市に4月27日時点で住民登録されているすべての市民（外国人を含む。）に対して、1人につき10万円を給付します。
申請期限は8月21日（※必着）です。お忘れなく申請してください。

問 石狩市特別定額給付金コールセンター
☎ 72-3116

ひとり親世帯臨時特別給付金

子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯に、子育てに対する負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。
児童扶養手当受給等世帯や収入が減少したひとり親世帯 **1世帯5万円（第2子以降3万円/人）**
収入が減少した児童扶養手当受給等世帯の場合は **1世帯5万円を追加給付**
※ 詳細は市ホームページ等でお知らせします

問 子ども家庭課手当・医療担当
☎ 72-3128

ひとり親世帯への生活支援（市独自支援）

6月1日および10月1日の基準日において、本市に居住するひとり親世帯またはひとり親家庭などの児童の属する世帯（一定の所得水準の方を除く。）にお米（石狩産米）をお届けします。（6月と10月に発送予定）
※基準日の属する月に対象者へ通知します。お米を受け取られる際はご本人からの申請の必要はありません

問 子ども相談センター
☎ 72-3195

生活困窮者家計改善支援金（市独自事業）

北海道社会福祉協議会から「総合支援資金（特例貸付）」の決定を受けた世帯に対して、家計改善を支援するための給付金を支給します。（1人世帯5万円、2人以上世帯10万円）
※ 詳細は市ホームページ等でお知らせします

問 相談・申請 石狩市社会福祉協議会
☎ 72-8220
問 事業内容 福祉総務課企画総務担当
☎ 72-3152

住居確保給付金

休業などに伴う収入の減少により、住居を失う恐れがある方に、原則3カ月（最大9カ月）、家賃の一定額（世帯人数に応じた限度額があり）を市から家主さんに支給します。
※ 詳細は市のホームページをご覧ください

問 相談・申請 石狩市社会福祉協議会
☎ 72-8220
問 制度内容 福祉総務課企画総務担当
☎ 72-3152

傷病手当金の支給

国民健康保険および後期高齢者医療保険の被保険者の方が、新型コロナウイルスの感染や感染の疑いにより無給や減給になった場合に、傷病手当金が受け取れる場合があります。
■国民健康保険の方 国民健康保険課 給付担当 ☎ 72-3633
■後期高齢者医療保険の方 国民健康保険課 障がい者・高齢者医療担当 ☎ 72-3125

左記までお問い合わせください

就学援助（市独自支援）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯への支援として、失業や離職、廃業した場合は**前年の収入を0円とみなして世帯の収入審査をします。**また、世帯の収入が急変した場合において、前年の収入が認定基準額を上回る世帯でも一定の要件に該当する場合は、就学援助の対象となる場合があります。
※ 詳細は市教委のホームページをご覧ください

問 教育委員会学校教育課
☎ 72-3171

住宅リフォーム工事費補助（市独自支援）

新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式などを取り入れるため、個人の方が**合計50万円以上（税抜）**の工事をする場合、**工事費の20%（最大20万円）**を補助します。

問 建築住宅課住宅政策担当
☎ 72-3141

市税・保険料等の猶予など

市税の減免

失業や事業の廃止または休止により、個人の市民税の納付が困難な場合、納期限が到来していないものについて、減免を受けられる場合があります。

問 税務課市民税担当
☎ 72-3119

市税の徴収猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入などの減少が見込まれる場合、納期限が到来していないものについて、1年間の猶予を受けられる場合があります。

問 納税課納税担当
☎ 72-3118

保険税（料）の減免または徴収猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる世帯などの方で、一定の要件に該当する場合は、保険税（料）の減免（免除）または猶予を受けられる場合があります。
■国民健康保険税に関する事 国民健康保険課賦課・資格担当 ☎ 72-3123
■介護保険料に関する事 高齢者支援課介護・高齢担当 ☎ 72-6121
■後期高齢者医療保険料に関する事 国民健康保険課 障がい者・高齢者医療担当 ☎ 72-3125

左記までお問い合わせください

国民年金保険料の免除

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に減収となり、当年中の所得の見込みが免除等に該当する水準になることが見込まれる方や、国民年金保険料の納付が困難となった場合は、免除の適用となる場合があります。

問 市民課国民年金担当
☎ 72-3122

水道料金・下水道使用料の支払猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少するなどの理由で、お支払いが困難になられた方を対象に、支払い期限の延長や分割納付の相談をお受けしています。

問 水道営業課料金担当
☎ 72-3133

市営住宅使用料の減免または徴収猶予

入居者やその家族が、入院やケガ、離職などにより収入が減少し、生活状況が大きく変化した場合は、申請により使用料の減免または猶予を受けられる場合があります。

問 建築住宅課市営住宅担当
☎ 72-3144